

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 平成三十年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

危機管理課

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分

財産活用課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等の公表

循環型社会推進課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ ○ ○ ○ ○
" " " " "

" " " " "

目次

担当課（室）

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

◎岡山県告示第八十五号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生(男子・女子)

二 応募資格

平成三十一年四月一日現在で、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 平成三十年三月一日から同年五月一日まで
- 2 平成三十年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 平成三十年五月二十六日
- 2 第二次試験 平成三十年六月二十七日から同年七月二日までの間の指定する一日

七 試験場

- 1 第一次試験 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)
- 2 第二次試験
 - (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)
 - (2) 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

八 採用予定時期

平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

◎岡山県告示第八十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車等の処分について次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車等の種類、名称、形状等、数量及び自転車防犯登録番号標等

| 種類、名称、形状等 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|--------------|----|-------------|
| 自転車 二七インチ 黒 | 一台 | F一三七四三六六 |
| 自転車 二六インチ 黒 | 一台 | S M K一三三七三五 |
| 自転車 二七インチ 緑 | 一台 | 倉敷D七三〇三一 |
| 自転車 二七インチ 黒 | 一台 | 岡山西H二七三四一 |
| 自転車 二〇インチ 水色 | 一台 | Z P一一J九二七〇四 |
| 自転車 二七インチ 黒 | 一台 | 倉敷H七四五七八 |
| 自転車 一八インチ 赤 | 一台 | 岡山西C六四〇六五 |
| 自転車 二六インチ 黒 | 一台 | K一〇〇六三六 |
| 自転車 二六インチ 肌 | 一台 | 岡山中央J〇五四五〇 |
| 自転車 二六インチ 白 | 一台 | I C一九〇八〇七C |
| 自転車 二八インチ 白 | 一台 | 岡山中央H九八一六四 |
| 自転車 二七インチ 銀 | 一台 | 岡山西F一七四〇一 |
| 自転車 二六インチ 白 | 一台 | 岡山西南C一一九三八 |
| 自転車 二六インチ 黒 | 一台 | 岡山西C〇六六六一 |
| 自転車 二六インチ 青 | 一台 | 玉島A〇七四五六 |
| 自転車 二八インチ 紫 | 一台 | 岡山中央H五七二〇四 |
| 自転車 二七インチ 青 | 一台 | 岡山西C〇六六〇一〇 |
| 自転車 二八インチ 黒 | 一台 | 岡山西H九三五七八 |
| 自転車 二六インチ 紅 | 一台 | 住吉一三九九一一 |
| 自転車 二〇インチ 黒 | 一台 | G一四〇六一五七三〇 |

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

| | | | | |
|---------|-------|------|----|------------|
| 自転車 | 二七インチ | 銀 | 一台 | 岡山西J二三二五八 |
| 自転車 | 二〇インチ | 銀 | 一台 | SD三〇六九八八 |
| 自転車 | 二六インチ | 銀 | 一台 | 岡山東E〇二〇六三 |
| 自転車 | 二六インチ | 水色 | 一台 | 岡山西C〇四二〇〇〇 |
| 自転車 | 二六インチ | 青 | 一台 | 岡山中H五〇二〇四 |
| 自転車 | 二六インチ | 白 | 一台 | 岡山東D三二五七七 |
| 原動機付自転車 | スズキ | レッツ4 | 白 | 岡山市き九六五五六 |

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年一月十七日

三 放置されている場所

岡山市北区丸の内二丁目九三番一七号（県庁職員駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車等を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三三四

〔七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心の扉

三 代表者の氏名

長谷川香織

四 主たる事務所の所在地

総社市泉一〇番地一七

五 定款に記載された目的

この法人は、心や身体の病を抱えた当事者、その家族や周囲の方々に対して、生活支援、相談、交流、研修、啓発活動等の場を提供し、子どもからお年寄りまで全ての人々が心身ともに充実した生活を送ることを支援することによって、生きる活力を見出しながら互いに支えあつて過ごすことのできる豊かな地域を作ることを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項

〔七五〕ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により届出のあつたポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等について、次のとおり公表する。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公表する書類

平成二十八年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書及びその添付書類

二 公表の期間

平成三十年二月二十七日から平成三十一年二月二十六日まで

三 公表の場所

各県民局地域政策部環境課（当該県民局の関係分に限る。）

〔七六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張一〇五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(3) 名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名 代表取締役 桑野 光正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋
名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号
代表者の氏名 代表取締役 桑野 光正

(変更後)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

ウ 名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名 代表取締役 桑野 光正

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日

二 届出年月日

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔七七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三八七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

代表者の氏名 代表取締役 森 信
4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日

二 届出年月日

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

〔七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ笠岡番町店

所在地 笠岡市富岡四七七番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 NTTファイナンス株式会社

住所 東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名 代表取締役 坂井 義清

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ザグザグ笠岡店

（変更後）ザグザグ笠岡番町店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

4 変更年月日

平成二十六年四月十一日ほか

二届出年月日

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張一〇五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(3) 名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

代表者の氏名 代表取締役 桑野 光正

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

(1) 株式会社ハローズ 午後十二時

(2) 株式会社ザグザグ 午後十時

(3) 株式会社大創産業 午後十時

(4) 赤松正二郎 午後十時

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

- (5) 株式会社ヤマダ電機 午後十時
- (6) 有限会社アール 午後十時

(変更後)

- (1) 株式会社ハローズ 午後十二時
- (2) 株式会社ザグザグ 午後十二時
- (3) 株式会社大創産業 午後十時
- (4) 赤松正二郎 午後十時
- (5) 株式会社ヤマダ電機 午後十時
- (6) 有限会社アール 午後十時

4 変更年月日

平成三十年三月一日

二 届出年月日

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

〔八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三八七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十時

（変更後） 午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後） 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで

（変更後） 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

4 変更年月日

平成三十年三月一日

二届出年月日

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

平成30年2月27日 岡山県公報 第11968号

〔八一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ笠岡番町店

所在地 笠岡市富岡四七七番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 NTTファイナンス株式会社

住所 東京都港区港南一丁目二番七〇号

代表者の氏名 代表取締役 坂井 義清

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十時

（変更後） 午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後） 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで

（変更後） 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

4 変更年月日

平成三十年三月一日

二届出年月日

平成三十年二月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年二月二十七日から同年六月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課